第八十三条第一項第三号トを同号リとし、同号ヘ中「第一号ヘ」を「第一号チ」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号ニを同号ヘとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　ロの金額に係る租税特別措置法施行令第四条の九第十四項、第四条の十第十項又は第五条第十項に規定する通知外国法人税相当額がある場合には、その金額

ホ　支払の取扱者が上場株式等の配当等でロの金額に該当するものの交付をする場合において、当該金額に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十六項に規定する通知外国法人税相当額があるときは、その金額

第八十三条第三項中「（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）」を削り、同条第四項中「及びホ」を「及びト」に改め、同条第五項中「同号ホ」を「同号ト」に改める。

別表第二㈣の表の備考１⑴中「３⑴及び⑶」を「３及び４」に改め、同表の備考３⑴中「申告書を作成する日の現況による住所、氏名及び個人番号」を「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項」に改め、同表の備考３⑴に次のように加える。

㈠　住所又は氏名の変更をした場合（住所の変更については、国内における住所の変更及び国外の場所から従前の住所地以外の国内の場所への住所の変更に限る。）　この申告書を作成する日の現況による住所及び氏名

㈡　個人番号の変更をした場合　この申告書を作成する日の現況による住所、氏名及び個人番号

別表第二㈣の表の備考３⑸を同表の備考３⑹とし、同表の備考３⑵から⑷までを同表の備考３⑶から⑸までとし、同表の備考３⑴の次に次のように加える。

⑵　⑴㈠に掲げる場合に該当して提出されたときは、「個人番号」の欄に、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長が提出者の個人番号を付記すること。

別表第二㈣の表の備考４中「３⑴、⑵及び⑷」を「３⑶及び⑸」に改め、同表の備考４⑵を同表の備考４⑶とし、同表の備考４⑴を同表の備考４⑵とし、同表の備考４⑵の前に次のように加える。

⑴　「住所」、「氏名」及び「個人番号」の欄には、この申告書を作成する日の現況による住所、氏名及び個人番号を記載すること。

別表第二㈣の表の備考５中「３⑴、⑵及び⑷」を「３⑶及び⑸並びに４⑴」に改める。

別表第三㈠の表の備考２⑴中「（昭和32年政令第43号）」を削り、同表の備考３⑷㈥中「㈡に」を「㈠に」に改め、同表の備考３に次のように加える。

⑸　租税特別措置法第９条の３の２第３項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同項の規定により控除した同項各号に定める金額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した金額を記載すること。

別表第三㈡の表の備考６を同表の備考７とし、同表の備考５中「第67条の14第１項」を「第９条の６第１項」に、「利益の配当の額」を「利益の配当」に、「第67条の15第２項」を「第９条の６の２第１項」に、「同条第１項」を「同項」に、「配当等の額」を「配当等」に、「第68条の３の２第１項」を「第９条の６の３第１項」に、「利益の分配の額」を「剰余金の配当」に、「第68条の３の３第１項」を「第９条の６の４第１項」に、「収益の分配の額」を「剰余金の配当」に、「第67条の14第４項、第67条の15第４項、第68条の３の２第４項又は第68条の３の３第４項」を「第９条の６第１項、第９条の６の２第１項、第９条の６の３第１項又は第９条の６の４第１項」に改め、同表の備考５を同表の備考６とし、同表の備考４の次に次のように加える。

５　上場株式等の配当等に係る所得税の額から租税特別措置法第９条の３の２第３項の規定により控除した同項各号に定める金額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した金額を記載すること。

別表第三㈢の表の備考12中「日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための」を「法第２条第１項第８号の４ただし書に規定する」に、「所得税条約」を「租税条約」に、「に基づき課税の免除を受ける」を「の規定により所得税が免除される」に、「所得税条約適用分」を「租税条約適用分」に改める。

別表第三㈣の表の備考７中「第67条の14第１項」を「第９条の６第１項」に、「利益の配当の額」を「利益の配当」に、「第67条の15第２項」を「第９条の６の２第１項」に、「同条第１項」を「同項」に、「配当等の額」を「配当等」に、「第68条の３の２第１項」を「第９条の６の３第１項」に、「利益の分配の額」を「剰余金の配当」に、「第68条の３の３第１項」を「第９条の６の４第１項」に、「収益の分配の額」を「剰余金の配当」に、「第67条の14第４項、第67条の15第４項、第68条の３の２第４項又は第68条の３の３第４項」を「第９条の６第１項、第９条の６の２第１項、第９条の６の３第１項又は第９条の６の４第１項」に改め、同表の備考８中「第67条の15第４項」を「第９条の６の２第１項」に改め、同表の備考25中「所得税条約に基づき課税の軽減若しくは免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除される」に改め、同表の備考27中「記載すること」の次に「。また、当該上場株式等の配当等に係る所得税の額から租税特別措置法第９条の３の２第３項の規定により控除した同項各号に定める金額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した金額を記載すること」を加え、同表の備考28中「所得税条約」を「租税条約」に改める。

別表第四㈠の表の備考３⑼、別表第四㈡の表の備考３⑼及び別表第四㈢の表の備考３⑻中「所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除される」に改める。

別表第五㈠の表中

支払金額又は分配金額			源泉徴収税額		
	千	円		千	円

を

支払金額又は分配金額			通知外国税相当額		
	千	円		千	円

に改め、同表の備考２⑴中「⑼及び⑾」を「⑾及び⑬」に改め、

通知所得税相当額			源泉徴収税額		
	千	円		千	円